無担保住宅ローン
（しんきん保証基金保証付）

2023年4月3日現在

商品名 （愛称）	ちゅうしん無担保住宅ローン
ご利用いただける方	・年齢が満18歳以上の方 ※「一般団体信用生命保険（一般団信）」に加入される場合は、年齢が満20歳以上満70歳未満で、完済時の年齢が満80歳未満の方 ※「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（がん保障特約付団信）」、「3大疾病保障特約付団体信用生命保険（3大疾病団信）」、「団体信用就業不能保障保険〔3大疾病団信付〕（就業不能団信〔3大疾病団信付〕）」に加入される場合は、年齢が満20歳以上満51歳未満で、完済時の年齢が満75歳未満の方 ・安定継続した収入のある方 ・当金庫が定める審査基準を満たされる方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・原則団体信用生命保険に加入が認められる方 ・当金庫の会員となる資格のある方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。 なお、会員となっていただかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
無担保住宅ローンプライムをご利用いただける方	次のいずれかに該当される方は、無担保住宅ローンプライムをご利用いただけます。 ・本件ローンをインターネット申込受付システムで申込された方 ・申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかに該当される方 ①当金庫の（一社）しんきん保証基金保証付個人ローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当される方 A. 貸付実行日から6ヶ月以上経過している B. 完済して3年以内 ②当金庫の（一社）しんきん保証基金保証付カードローンが次のいずれかに該当される方 A. ご契約中 B. 新規にご契約する（無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前（同日含む）にご契約）
お使いみち	申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、①と合わせた申込みで100万円以内) ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外 ②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ③申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
ご融資金額	・2,000万円以内 （1万円単位）
ご利用期間	・3ヵ月以上20年以内 （元金据置は6ヶ月以内）

（裏面へ続く）

ご融資利率	固定金利型	・当金庫所定の利率を適用させていただきます
	変動金利型	・当金庫所定の利率を適用させていただきます ・なお当初のご融資利率は当金庫の長期基準金利を基準（以下「基準利率」という）として毎月下旬に決定する利率を、毎月第 1 営業日から適用します ・利率の変更は、毎年 10 月 1 日を基準日とし、前回の基準日における基準利率と今回の基準日における基準利率の差を持って変更し、12 月の約定返済日の翌日から適用します
	固定金利選択型	・当金庫所定の利率を適用させていただきます ・お借り入れ時に 3 年・5 年・10 年のいずれかの期間の当金庫所定の固定金利をお選びいただきます ・固定金利期間終了後は、固定金利の期間を再設定することも可能です ・固定金利を選択されない場合は、選択期間終了後の当金庫の長期基準金利を基準とした当金庫所定の変動利率を適用します
ご返済方法	固定金利型	・毎月元金均等・元利均等の 2 種類のご返済方法があります お使いみちにより元金返済の据置期間は、1 年以内の範囲でご利用可能です ・ボーナス併用も可能です（ご融資金額の 50%以内）
	変動金利型 固定金利選択型	・毎月元利均等返済です 元金返済の据置期間は、1 年以内の範囲でご利用可能です ・ボーナス併用も可能です（ご融資金額の 50%以内） ・当初の 5 年間は利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、返済額を変更しません ・返済額の見直しは 5 年ごとに行いますが、新返済額は旧返済額の 1.25 倍を上限とします ・当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、期日までにお申し出いただければ期限の延長もできます
保証人・担保等		・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人・担保は必要ありません
団体信用生命保険		次のいずれかの団体信用生命保険に加入いただきます。 ・一般団体信用生命保険：当金庫負担 ・がん保障特約付団信：年 0.05%金利上乗せ ・3 大疾病団信：年 0.2%金利上乗せ ・就業不能団信〔3 大疾病団信付〕：年 0.3%金利上乗せ
保証料		・保証会社に対し、ご融資金額・ご返済期間・プラン等に応じた保証料が必要となります ・毎月のご返済時に保証会社に対し保証料をご負担（お支払い）いただきます ・保証料はご融資金利率に含んでおりますので、当金庫から保証会社に支払います ・この商品はご融資時に保証会社に対し保証料を一括してご負担（お支払い）いただく保証料一括払い方式の取扱いはしておりません
苦情処理措置・紛争解決措置		・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部（9 時～17 時、電話：052－913-1153）にお申出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会（電話：052－203－1777）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他		・お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます ・審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください ・現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください

中日信用金庫